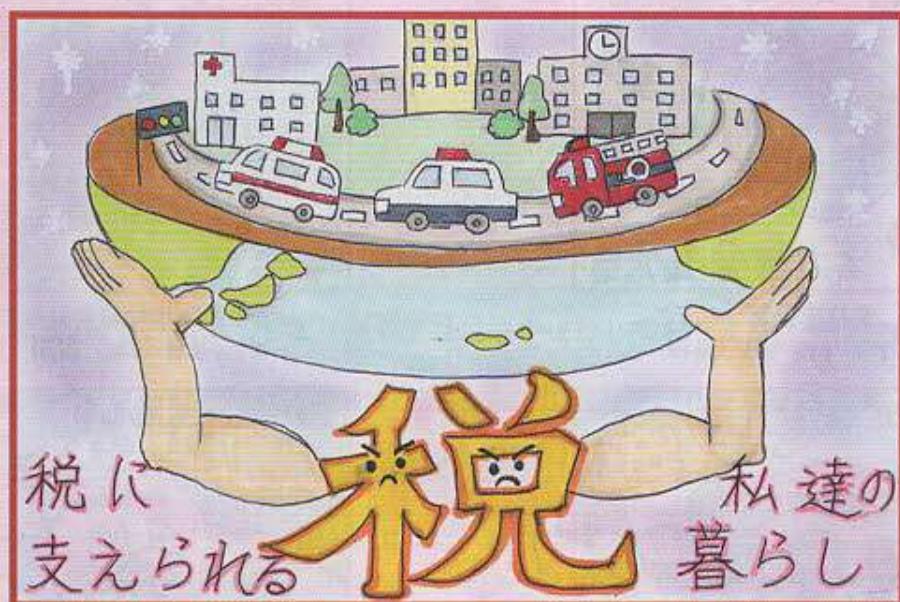


厚狭法人会

「税に関する絵はがきコンクール」

令和5年度開催
応募総数475作品



公益社団法人厚狭法人会会长賞



須恵小学校 6年 河本 瑞郁



公益社団法人厚狭法人会女性部会長賞
出合小学校 6年 立石 桃花



厚狭税務署長賞
厚狭小学校 6年 脇本 心愛

今年もよろしく
お願いします。
けんた

法人会報

22号

令和6年1月発行





宇部県税事務所長賞
高千帆小学校 6年 田村 真維



山陽小野田市長賞
高千帆小学校 6年 岩崎 心花



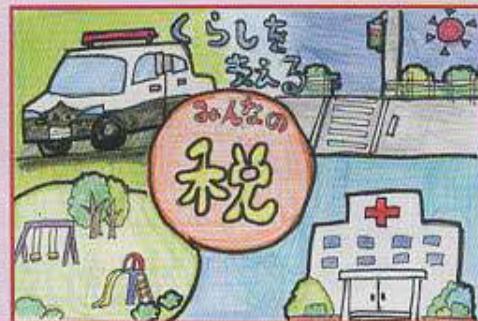
美祢市長賞
於福小学校 6年 柏 美桜



山陽小野田市教育委員会教育長賞
高泊小学校 6年 古川 陽菜



美祢市教育委員会教育長賞
小野田小学校 6年 田島 晴音



山陽小野田・美祢地区租税教育推進協議会会长賞
出合小学校 6年 矢田 凛々愛



厚狭間税会会长賞
本山小学校 5年 北永 健人



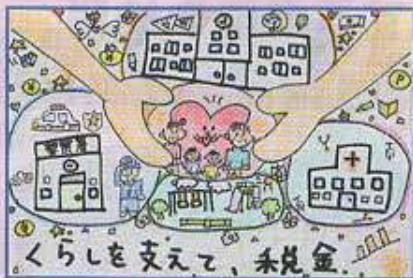
厚狭納税貯蓄組合連合会会长賞
赤崎小学校 6年 宗野 純也



厚狭税務署管内青色申告会連合会会长賞
高千帆小学校 6年 馬屋原 美咲



中国税理士会厚狭支部長賞
有帆小学校 6年 田中 心菜



有帆小学校 6年 久保田 虹南



高千帆小学校 6年 西山 綾音



高千帆小学校 6年 土井 大和



高千帆小学校 5年 舛野 恵怜那



高泊小学校 5年 福原 雅之介



小野田小学校 6年 斎藤 瑛里沙



小野田小学校 6年 川本 唯花



須恵小学校 6年 三戸 優奈



赤崎小学校 6年 石川 恵弥



本山小学校 6年 伊藤 來優実



本山小学校 6年 藤村 真海



本山小学校 5年 渡壁 紀子



出合小学校 6年 小野又 梓紗



出合小学校 6年 山本 花音



於福小学校 6年 飯田 尊士



於福小学校 6年 松井 結菜



於福小学校 5年 沖村 晃生



年頭にあたって

公益社団法人厚狭法人会会長 原田 茂

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より当会運営につきまして格別な高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年6月に会長を拝命し、新体制となり無事に諸行事を遂行しております。歴任会長が務め上げてこられた組織基盤を守り、さらなる発展に向けて皆さま方のご協力を賜りたく存じます。

国内においては円安に物価高と厳しい状況が続く中、5月にコロナ感染症が「5類」移行となり感染対策も緩和されました。当会においては、4年ぶりに「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式を開催し、沢山の受賞者が参加し盛大となりました。今年も同様に様々な活動をコロナ禍前以上にしていきたいと思います。

さて、法人会の主な事業活動である公益事業を通じ、税のオピニオンリーダーとして、納税意識の高揚を図るとともに、地域企業や地域社会の発展に貢献する団体としての活動を推進して参りたいと思います。さらに、税務当局が推進されておられますe-Tax申告やキャッシュレス納付等のDX推進、電帳法の周知、税制改正等とともに税務研修及びセミナーの実施により税務当局との連携を深めて参りたいと考えております。

これからも、地域の経営者に寄り添う団体として、厚狭法人会の組織拡充をはかり、ひいては地域社会の発展に貢献できるように会員増強に努めて参りますので、重ねてご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

末筆ではございますが、会員の皆様のご健勝と益々のご繁栄を祈念し新年の挨拶とさせて頂きます。

新年のご挨拶



厚狭税務署長 吉田 恭一

新年あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭にあたり、公益社団法人厚狭法人会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

原田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及、租税教育活動や、税に関する広報事業並びに啓蒙活動のほか、税制改正に関する提言など、「税」を主体とした各種施策を積極的に取り組んでいただいております。

特に、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による「租税教室への講師派遣」や「ふるさと・税金かるたdeクイズ」など、昨年までのコロナ禍で活動が制限される中にあっても積極的に取り組んでいただいており、皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、昨年10月に「インボイス制度」が導入されました。今後も、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただき、初めて消費税の申告を行う事業者の方が、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、初回申告を見据えた指導や丁寧な相談対応など、制度定着に向けてきめ細かな対応に取り組んでまいります。

また、現在、国税庁では、税務行政の更なるデジタル化に取り組むとともに、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進していくこととしています。具体的には、e-Tax申告や、キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン請求など、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指しています。

会員の皆様方には、特に毎月の源泉所得税の納付について、ダイレクト納付をご利用いただきますとともに、従業員の方の確定申告の際には、スマホ申告やパソコンでのe-Tax申告を行っていただきますよう、従業員の方々への利用勧奨も併せてお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が、公益社団法人厚狭法人会並びに会員の皆様にとりまして、幸多き一年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和6年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）



I. 税・財政改革のあり方

- 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- マイナンバー制度について、政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

II. 経済活性化と中小企業対策

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすること。

III. 地方のあり方

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

IV. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

V. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 債却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

VI. 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。



納税表彰・活動報告



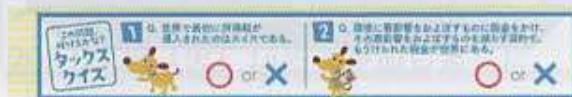
★令和5年度 納税表彰式 2023.11.16 (木) 厚狭税務署にて

税務署長感謝状 厚狭法人会 理事 吉田 壮司 氏



★活動報告

【税金クイズ】2023.10.26 (木) 美祢・山陽小野田市19,000世帯の新聞折込チラシに掲載。



【税制提言】2023.11.1 (水)



山陽小野田市 藤田市長



美祢市議会 竹岡議長



山陽小野田市議会 高松議長・中村副議長



美祢市議会 篠田市長

【各委員会】

2023.2.7 (火) 11:00～（山陽商工会館2階）総務委員会、13:30～（山陽商工会館2階）正副会長会議

2023.7.26 (水) 11:00～（厚狭地区交流センター）福利厚生制度連絡協議会

2023.8.18 (金) 11:00～（山陽商工会館2階）正副会長会議

2023.9.20 (水) 11:00～（山陽商工会館2階）総務委員会



青年部会・活動報告



★租税教室（令和5年度 9校・実施回数10回）

5月18日（木）本山小学校

5月30日（火）大嶺小学校

6月2日（木）秋芳桂花小学校

6月9日（金）淳美小学校

5月29日（月）大田小学校

6月1日（木）赤崎小学校

6月5日（月）出合小学校

6月30日（金）豊田前・麦川小学校



★青年の集い 全国大会

2023.11.10（金）山形大会（6名参加）



★青年の集い 山口県大会

2023.9.15（金）岩国大会（4名参加）





女性部会 活動報告



★税に関する絵はがきコンクール

受賞作品展示 2023.11.11 (土)～19 (日)



おのだサンパークにて

表彰状授与式 2023.11.18 (土)



★シンポジウム 萩大会

2023.8.29 (火) 14名で参加しました。



★税務研修

2023.11.8 (水) 講師：吉田税務署長 テーマ：「税のよもやま話」



電子帳簿保存法 はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存 (電子帳簿等保存)

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？

- 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
 - 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
 - パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え
- ※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除きます。）などについては、別途「スキャナ保存」制度を利用してデータで保存することができます。

会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

さらに・・・

一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存していれば、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることができます。

※ あらかじめ届出書を提出している必要があります。

もっとくわしく知りたいときは？

国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載の取扱通達やQ&Aなどをご確認ください。

こちらから特設サイトにアクセスできます



パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

要件概要		帳簿	書類
		<input type="radio"/> 優良	<input type="radio"/> その他
検索要件	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに取出できるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1 検索要件①～③について、ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 「優良」欄の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、ダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置

一定の帳簿を優良な電子帳簿（上記ルールのうち「優良」欄の要件をすべて満たしている帳簿）として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置を受けることができます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

対象となる帳簿の範囲や「優良」欄の要件を確認するためのフロー図などを国税庁ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



「優良な電子帳簿」について詳しく知りたい方はこちら



届出書の様式はこちら

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。



e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

